

白老町告示 49号

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項」の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項」の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第8条」の規定により、公示する。

令和 2年 6月 1日

白老町長 戸田安彦



記

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物のエネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

令和 2年 6月 1日